| | | |
|---|---|---|
| キューバ共和国 | 平成二十四年十一月十四日 | 平成二十五年五月十四日 |
| クウェート国 | 平成二十五年五月二十四日 | 平成二十五年十一月二十四日 |
| イラク共和国 | 平成二十六年九月二十四日 | 平成二十七年三月二十四日 |
| グレナダ | 平成二十六年十二月十日 | 平成二十七年六月十日 |
| アルジェリア民主人民共和国 | 平成二十七年五月六日 | 平成二十七年十一月六日 |
| バーレーン王国 | 平成二十八年三月十一日 | 平成二十八年九月十一日 |

平成二十八年六月十六日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百十一号**

平成二十八年六月三日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千万円

3　署名者

日　本　側　鈴木量博在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済協力担当国務大臣

平成二十八年六月十六日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百十二号**

平成二十八年六月三日に東京で、相互の防衛調達に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十八年六月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、相互の防衛調達に関し日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、防衛システムの取得における協力を促進してきました。特に、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づき、アメリカ合衆国は、各種の防衛分野における物品及び技術の日本国に対する供与を承認してきており、また、日本国政府は、日米安全保障体制の効果的運用を確保するために、防衛分野における物品及び技術の供与を促進してきました。

本大臣は、更に、相互の防衛調達に関する協力の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮して、日本国政府に代わって次のとおり提案する光栄を有します。

1　日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、特に、それぞれの国の産業界が日本国防衛省及びアメリカ合衆国国防省による相互の防衛調達に参加する公正かつ衡平な機会を達成し、及び維持することによって、防衛協力を強化するために、3の規定に基づいて行われる細目取極に従って、それぞれ、当該防衛調達のための健全な手続を確保する。

2　日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、国内産品でないものの調達の禁止の免除に関するそれぞれの国の適用可能な法令に従って相互の防衛調達を行う。

3　この取極を実施するため、相互の防衛調達のための細目取極が両政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省とする。アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省とする。日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の全ての防衛調達は、当該細目取極及びこの取極の条件に従って行われる。

4　両政府の権限のある当局は、日本国防衛省又はアメリカ合衆国国防省による相互の防衛調達から又は当該防衛調達に関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。そのような協議を通じて問題を解決することができない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

5　日本国防衛省及びアメリカ合衆国国防省による防衛調達は、それぞれの国の法令及び利用可能な予算に従って実施される。

6　この取極は、五年間効力を有する。もっとも、いずれの一方の政府も、他方の政府に対しこの取極を終了させる意思を少なくとも六箇月の事前の書面による通告をもって外交上の経路を通じて表明することにより、いつでもこの取極を終了させることができる。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により改正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年六月三日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・Ｂ・ケネディ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年六月三日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

**○農林水産省**
**環境省告示第九号**

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年五月二十五日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

環境大臣　大**塚**　珠代

承認番号　16―46A―0003

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>理事長　井邊　時雄<br>茨城県つくば市観音台３丁目１番地１ |